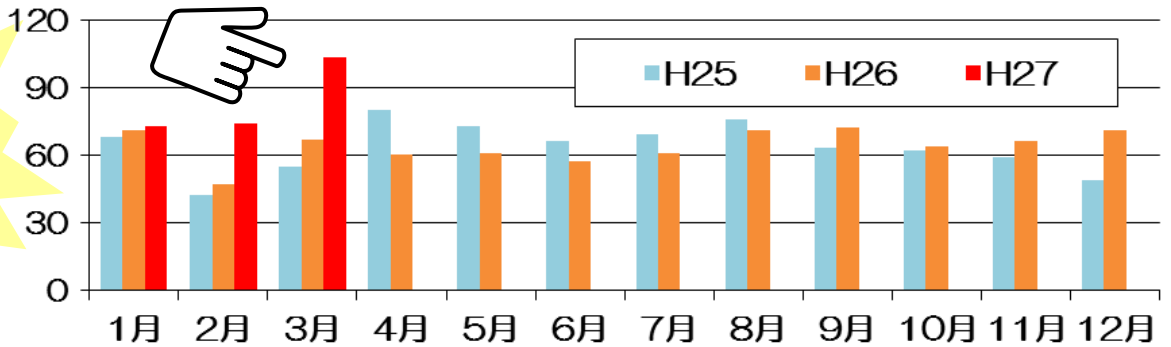


# 万引きは犯罪です

今年には特に多発!  
3月だけで  
100件以上!



万引きは刑法 235 条の「窃盗罪」にあたり、  
10 年以下の懲役または  
50 万円以下の罰金が科せられます。  
それだけでなく、職場・学校・家族など  
周囲からの信用を失うこととなります。



万引き犯は、自身の存在を店員や  
まわりに知られることを嫌います。  
「いらっしゃいませ」だけでなく、  
「何かお探しですか?」と  
積極的な声かけをしましょう。



不審な動きをしている人を見かけたら、  
従業員や警備員に知らせてください。  
また、お店に対しては、万引きの  
全件通報をお願いしています。

警察もお店も、万引きは見逃しません。